

【開講日】平成30年9月26日(水)

なつ 三鷹サテライト教室

文化

三鷹

301089g

【連続講座】明治維新150年記念

# 明治時代の法律

— 明治38年「刑ノ執行猶予ニ関スル法律」ができるまで —

受講料 (振込額)	1,500円 ※連続講座「明治維新150年記念」全7講座お申し込みの場合9,000円				
必携テキスト	——				
講座概要	曜日	水曜日		日程	
	時間	15:00～16:30			
	回数	全1回	定員		50名
	開講場所	三鷹サテライト教室 7F 大教室			
講師	成蹊大学助教 <b>三田 奈穂</b> (みた なほ)				
	慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同大学院法学研究科公法学専攻前期博士課程修了、同後期博士課程単位取得退学。修士(法学)。 著書『日本法制史講義ノート』・『法学概論』(ともに霞信彦ほか共著、慶應義塾大学出版会)。論文「旧刑法数罪併発条と治罪法第一三条但書」法学政治学論究94号、「特赦の観念と刑の執行の免除」司法法制部季報136号、「明治期における単純執行猶予の導入をめぐる」論究ジュリスト14号、「明治期における仮出獄と特別監視」成蹊法学84号ほか。				
内容	江戸時代は「敲」、明治初期には「笞」・「杖」と呼称された身体を殴打する刑罰は、明治5年に懲役に換えられることとなります。身体刑を廃止し、自由を剥奪する刑を徐々に刑罰の中心に据えていった新しい日本は、同13年、フランスをはじめとするヨーロッパ刑法を模範とした刑法典(旧刑法)を成立させます。明治政府は刑法の整備とともに監獄の建築を進めていきますが、収監者は増加する一方で、何らかの対策を施さなければなりませんでした。 ちょうど同じ頃、ヨーロッパでも軽微な犯罪者を繰り返し入獄させることに対する問題提起がなされていました。日露戦争最中の同38年、帝国議会は自由刑を宣告しながらもその執行を猶予することができる法律を定めます。これは世界的に見ても比較的早い時期の導入であるといえるでしょう。 本講義では、西洋の諸制度とどのように向き合いながら日本の刑法が現在に近い形になっていったのか、具体的な流れをご紹介します。				

世界の幸せをカタチにする。  
Creating Peace & Happiness for the World



武蔵野大学

Musashino University

お問い合わせ TEL 042-468-3222  
FAX 042-468-3211

開室日: 月～金曜日 9:30～18:00  
土曜日 9:30～15:30 (祝日を除く)

武蔵野大学 社会連携センター

〒202-8585 西東京市新町1-1-20  
www.musashino-u.ac.jp

# 武蔵野大学 三鷹サテライト教室 平成28年3月より南口に移転



JR三鷹駅 南口より徒歩1分

**三鷹三菱ビル 6・7 F**  
(三菱東京UFJ銀行のビル)

1階入口からお入りください。

- ・ 教室は講座の15分前よりお入りいただけます。  
(前の時間に講座がある場合は教室の準備ができるまでお待ちいただくことがあります)
- ・ 教室前の机にある出席簿に○をつけてから教室にお入りください。
- ・ 生涯学習講座登録証を携帯してください。
- ・ 欠席の連絡は必要ありません。
- ・ 駐輪場、駐車場はありませんのでご了承ください。